fato ファーロ
あなたと暮らしを応援する法律情報誌

司法の窓
2002 Summer

司法書士ってなーに？

特集
司法書士ってなーに？
どんな仕事をしているの？／登記って、なに？／裁判も頼めるの？　ほか

連載エッセイ
吉永みち子のつれづれ日記
「ハマる、人。」

司法書士の情景
REPORT
司法制度改革と司法書士法改正

おいしい！ステキ！おすすめスポットご紹介！
街かど探検隊
「四ツ谷でみーつけた！」

司法書士ってなーに？

高橋 雅彦＝*Illustration*

みなさん、「司法書士」という
職業を知っていますか？
聞き慣れない言葉でしょう。
うちの家族でさえ、
私がどんな仕事をしているのか
ボンヤリとしかわかっていないんです。
だから、みなさんが
知らないのも、しょうがないですね。
でも…ホントはちょっとでもいいから
知ってほしいんです。
私たち、司法書士のこと…。
お役に立ちますよ、きっと…。

どんな仕事をしているの？

まだまだマイナーな職業です。こんな話があります。

「失礼ですが、おしごとは…」

「自由業です。おもにトウキをやっています」

「いいお仕事ですねぇ、じつは私も好きなんですよ、とくに備前なんか最高ですね、益子もいいですよね」

「……はあ～」

（それは焼き物だろっ、陶器じゃなくて登記だよ）

そんな我々ですが気さくな「街の法律家」と自負しております。少なくとも、そうなろうと、日頃がんばっております。もし、司法書士に会う機会がありましたら、ぜひ聞いてみてください。

「なんのトウキが好きですか？」と。

10人中8～9人は「不動産登記です」あるいは「商業登記です」と答えると思います。でも、私なら「志野焼です」と答えます。

東京に2千数百人いますので、このぐらいのギャグを言えるセンスの持ち主なら結構います。お気軽に声をかけてみてください。

私たち司法書士のおもな仕事は、「登記・供託」「裁判事務」「成年後見業務」などです。そのほかにも、身近な暮らしの法律トラブルを解決するお手伝いをしています。最近は、法律の知識があれば、泣き寝入りしないですむようなトラブルが多発しています。そこで、私たち街の法律家「司法書士」の登場です。「誰に相談したらいいのかわからない…」「困った！どうしよう！？」、と一人で悩まずにぜひ私たちにご相談を。トラブルを解決するためのアドバイスとサポートをいたします。

司法書士の業務

1. 登記・供託に関する手続の代理
2. 法務局・地方法務局・裁判所・検察庁に提出する書類の作成
3. 成年後見に関する業務
4. 上記に関する法律相談

さらに来年からは次の業務が加わります。

5. 簡易裁判所での訴訟代理
6. 民事紛争の相談および和解の代理（簡易裁判所管轄に限る）
7. 上記に関する法律相談

登記って、なに？

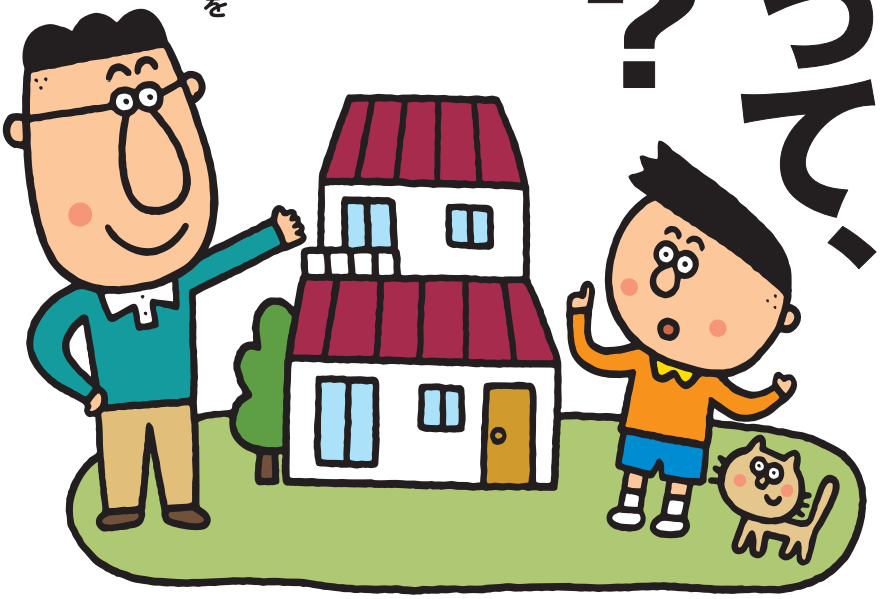

小学生の息子が、こんなことを聞いてきました。

「お父さんって何を教えてるの？」

「えっ？」

「だって、先生って呼ばれてるじゃん」

「そう呼ばれることが多いけど、理科とか社会とか教えている訳じゃないんだよ。たとえば…」

「たとえば…このおうち、この豪邸はだれのうちだ？」

「おれんちじゃん」

「そうだけど、お金を出したのはだれだ？」

「お父さんとお母さんじゃん」

「だから、お父さんとお母さんのものだろう」

「そんなの住んでるんだからわかるじゃん」

「そりゃあそうだけど、知らない人にも、このうちはお父さんとお母さんのものだよって言えた方がいいだろう」

「そうだね。旅行している間に盗まれるといけないもんね」

「自分のものだよって他人に言えるようになる手続きなんかをしてるんだよ」

「これを難しい言葉で言うと不動産登記って言うんだけどね」

「フ～ン、大事なお仕事じゃん」

「他にもね、商業登記って言ってね、会社を作るときも登記のお仕事するんだよ」

「結構大事なお仕事じゃん」

「そうだよ、おまえもなるか？」

「なんない」

「野球選手になるんだよね」

「そうだけど、ちょっと違う」

「エッ？」

「メジャーリーガー」

「……がんばれ」

「お父さん、豪邸って小さいおうちのこと？」

「そ、そうだよ」

法務局という役所には、たとえば、土地や建物の持ち主がだれなのかが登録されています。この登録のことを「登記」と言います。一例をあげれば、マイホームを購入したり先祖代々の土地や建物を相続したとき、法務局へ持ち主が変わったことを届け出る、それが「登記手続」。ほかにも会社を起こしたとき、会社の事務所を移ったとき等々、法務局へ届出が必要です。それも「登記手続」です。「登記」には、ほかにも債権譲渡登記・成年後見登記などがあります。

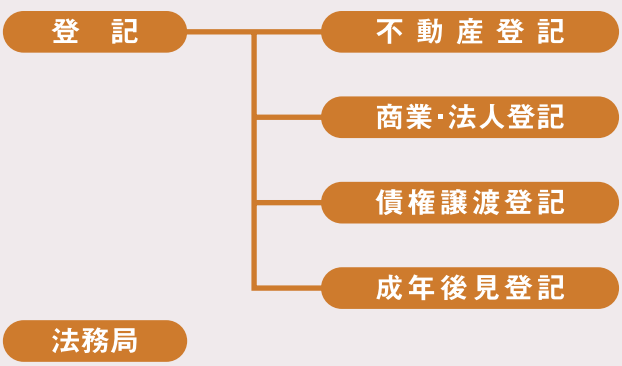

成年後見って、なに？

めったに話しかけてこない長男が、ある日…。

「お父さん、司法書士って成年後見制度にも関わっているんだよね。ゼミで成年後見制度について発表しなければいけなくなっちまってさ。親父が司法書士だってことで白羽の矢がたったんだから、手伝えよ」

ここぞとばかりに「世の中には生まれつき障害を持った人がいるよね。そのうえ、こう社会の高齢化が進んでくると不幸にしてボケる人も出てくる。以前から、こういう人たちを保護しなければいけないという考えはあったんだけど、そういう人たちの特別な社会を造ってそこで生活してもらおう、という発想だったんだ。そうじゃなくて、障害者も高齢者もできるだけ社会に参加してもらって、普通の人と同じ生活が送れる環境を整えましょう、という新しい理念がでてきたんだよ。『ノーマライゼーション』って用語で表現されてるけどね」

「もう一つ、自己決定権の尊重っていう考え方があってね。たとえば、お父さんがボケるとする。おじいちゃんもそうだったけど、ボケは少しずつ進行していくもんなんだ」

「おじいちゃんもボケたのか、じゃあ、お父さんもあぶねえな。俺は面倒見ねえからな」

「ある意味、おまえみたいな親不孝者がいるからこの制度ができたようなところがあるな」

「どこまで話したっけ？そうそう、ボケが進行中の人といっても、100%能力がないわけじゃないよね。少しでも能力があるのなら、可能な限りその意志を実現してあげようという考え方、それが自己決定権の尊重なんだ」

「今言ったことを実現しようとしてできたのが『成年後見制度』。君にわかるかな？」

「お父さん、めずらしく熱いじゃん」

「見直したか？」

「別に…」

「……」

「成年後見制度」とは、痴呆や知的障害などのハンディキャップがあるために、契約内容などの判断能力や理解能力が不十分な状態にある人を保護し、その人の権利を守ることを目的として創設された新しい制度です。この制度は、従来の禁治産・準禁治産制度を大幅に変更した「法定後見制度」と、新しく創られた「任意後見制度」から成り立っています。私たち司法書士は、「（社）成年後見センター・リーガルサポート」を設立し、成年後見制度の円滑な運用に寄与しています。

成年後見

- **法定後見**
  - 「法定後見制度」とは、現に判断能力が不十分な状態にある人に対して家庭裁判所が後見人・保佐人・補助人などを選任する制度です。
  - 後見
  - 保佐
  - 補助
- **任意後見**
  - 「任意後見制度」は、本人自身が、将来判断能力の衰えた場合に備えて、あらかじめ公正証書による任意後見契約によって後見人を選任しておく制度です。

裁判も頼めるの？

タンスを整理していた妻が、いきなりすっとんきょうな声をあげた。

「お父さん、懐かしいものがでてきたわよ」と古いワイシャツの生地を取り出してきた。

「懐かしいな」

「これって、お父さんが最初にやった裁判のお客さんからお礼にもらったものでしょう。もったいなくて仕立てられなかったのよね」

「あの頃は仕事も少なかったから、夢中でやったよ」

「何回ぐらい法廷に立ったの」

「おまえ、何年司法書士の女房やってんだ、俺たちは弁護士とは違って法廷には立てないんだよ、代理権がないから。ただし今のところは」

「今のところは、って…？」

「来年は代理権が取れそうなんだよ。ただし簡易裁判所だけだけどね」

「それってすごいことなの？」

「すごいことだと思うけど。今までは書類の作成しかできなかったんだよ。書類は俺たちが作って法廷には依頼人（本人）が出てたんだ。これって依頼人にとっては必ずしも幸せな状況ではないよね」

「どうして？」

「だって考えてごらん。おまえが明日出廷しなければいけないとするよね、今晩眠れるか？」

「多分眠れないと思う」

「普通の人は眠れないよね。ましてや、法廷に立ったら、頭ん中真っ白になって、思ったことの半分もしゃべれないのが普通なんじゃないの」

「今後はこんなことが少なくなると思うよ。もし、仮に今言った心理的なプレッシャーで泣き寝入りしていた人がいたとしたら、今後、俺たち司法書士は『国民の裁判を受ける権利』にかなり貢献できると思うよ」

「すごいわね、なんだかよくわからないけど…」

「あのなあ…」

貸し金や敷金、損害賠償などを請求するため裁判所に訴えや申し立てをするとき、私たちはみなさんに代わって書類を作成し、みなさんの訴訟手続を応援します。リストラなどでローンの返済に困ったときの破産、民事再生手続もサポートします。そして、来年から簡易裁判所での訴訟や和解などの相談をお受けして、その手続をみなさんに代わって行なえるようになります。司法書士は、身近な司法の実現に、今まで以上に貢献していきます。

裁判所

裁判 ― 訴状・申立書等の作成

地方裁判所

破産・民事再生手続の相談

来年から

簡易裁判所

簡易裁判所での手続代理

（上訴提起・再審・強制執行を除く）

どうすれば会えるの？

司法書士…少しはイメージできましたか？
いつでもすぐそばにいますよ、司法書士。
でも、顔に司法書士と書いてあるわけではありませんので、すれ違ってもわかりませんよね。
もし、どうしても会ってみたい、という方がいらっしゃったら、東京司法書士会に電話してみてください。電話番号は、☎03-3353-9191～5です。
ここで東京司法書士会について、少しふれさせていただきます。本部は四ツ谷にあります。そして新宿支部あるいは町田支部といったふうに32の支部があります。
ですから、密度の差はあるとしても、東京を網羅しているはずです。

あなたの街にも、きっといます。東京司法書士会の支部ネットワーク

福生	江戸川	豊島	新宿	墨田	霞ヶ関
八王子	府中	北	中野	品川	千代田
町田	多摩			大田	中央
武蔵野	調布	東京司法書士会		世田谷	文京
田無	立川	会員2186名	杉並	渋谷	港
島嶼	青梅	練馬	板橋	目黒	台東
		城北			

2002年4月現在

司法制度改革と司法書士法改正

政治改革・行政改革が新しいこの国の心臓と動脈にあたるとすれば、規制改革などで流れのよくなった血液が、静脈である司法制度でつまることがないように、『この国のかたち』を完成させることが一連の改革の要である司法制度改革であると言えるでしょう。

司法制度改革審議会意見書は、その基本理念として、司法制度改革の根本的な課題を「法の精神、法の支配がこの国の血肉となり『この国のかたち』となるために何をすべきか」、「憲法のよってたつ個人の尊重（第13条）と国民主権（前文・第1条）が真の意味において実現されるために何が必要とされているのか」を明らかにすることにあると言っています。

司法書士の職務はこのたびの司法制度改革によって変貌しつつあります。

では最初に、**審議会意見書に盛り込まれた内容**から

審議会意見書は、司法制度改革の**第一の柱**として、**国民の期待に応える司法制度の実現のため**に具体的には次のような提言をしています。

第1に　民事司法制度の改革

として、

1. 計画審理や人的基盤の充実などを通して民事裁判の充実・迅速化を図ること
2. 鑑定制度の改善や専門委員制度を導入するなどして専門的知見を要する事件への対応を強化すること
3. 知的財産権関係事件への総合的な対応を強化すること
4. 労働関係事件への総合的な対応を強化すること
5. 人事訴訟等の一本化や、調停委員・司法委員・参与員へ多様な人材を確保、管轄拡大など、家庭裁判所・簡易裁判所の機能を充実すること
6. 民事執行制度を強化し、権利実現の実効性を確保すること
7. 利用者負担を軽減したり、法律扶助制度を拡充するなどして、裁判所へのアクセスを拡充すること
8. 裁判外解決紛争手段（ADR）を拡充・活性化すること
9. 司法の行政に対するチェック機能を強化すること

第2に　刑事司法制度の改革

として

1. 刑事裁判の充実・迅速化
2. 被疑者・被告人の公的弁護制度の整備
3. 公訴提起のあり方
4. 新たな時代における捜査・公判手続きのあり方
5. 犯罪者の改善更生、被害者等の保護

をそれぞれ具体的に改善や整備・検討項目を提言し、そして

第3に　国際化への対応を提言しています。

意見書は次に、司法制度改革の**第二の柱**として、**司法制度を支える法律家のあり方**を掲げていますがその中で、

第1に　法曹（判事・検事・

弁護士）**人口の拡大**　をあげ、

1．法曹人口がアメリカの94万1000人に対して日本の2万人を大幅に増加して、2030年までには5万人とし、国民2400人に法曹一人の割合とすること

2．裁判所、検察庁等の人的体制を充実すること

第2に　法曹養成制度の改革では、

法曹のあり方の基本理念として、高度の専門的な法的知識を有することはもとより、幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身につけ、社会の様々な分野において厚い層をなして活躍する法曹を獲得することを言っています。

1．司法試験制度の限界・大学の法学教育の現状などを踏まえ、新たな法曹養成制度を整備するために平成16年入学を目指して法科大学院を設けること

2．司法試験・司法修習と連携した法科大学院の理念、修業年限などの制度の要点、設立手続き・第三者評価（適格認定）、法学部教育との関係などについて

3．司法試験の基本的性格の見直しや移行措置などについて

4．司法修習の内容や給費制のあり方などについて

5．現に実務に携わる法曹についての継続教育について

6．法科大学院の第三者評価基準など、新たな法曹養成制度の円滑な実施に向けて

などを具体的に提言し、

第3に　弁護士制度の改革として

社会的責任の実践・活動領域の拡大・アクセス拡充・などをあげ、さらにその第7で、**隣接法律専門職種の活用**などと企業法務の位置付けが出てきます。

現在の弁護士法第72条は弁護士ではないものが法律事務を業として行うことを禁じています。司法書士（1万7000人）は、他の専門職種と同様に業法に定められた限定的な法律事務を行っています。

「弁護士と隣接法律専門職種との関係については弁護士人口の大幅な増加と諸般の弁護士改革が現実化する将来において、各隣接法律専門職種の制度の趣旨や意義、及び利用者の利便とその権利保護の要請等を踏まえ、法的サービスの担い手のあり方を改めて総合的に検討する必要がある。しかしながら、国民の権利擁護に不充分な現状を直ちに解消する必要性にかんがみ、利用者の視点から、当面の法的需要を充足させるための措置を講じる必要がある。」（原文）

第4に　検察官制度の改革として

資質・能力の向上、検察庁運営への国民参加などを提言し、

第5に　裁判官制度の改革として

21世紀の司法を担う質の高い裁判官を安定的に確保し、裁判官が独立性をもって職権を行使できるように

給源の多様化、多元化、調査官制度の拡充、国民の意思を反映させるよう任命手続きの見直し、最高裁判事の国民審査を含め、選任過程の透明性客観性の確保などを提言し、

第6に　法曹等の相互交流のあり方　を論じて司法制度を支える法曹の在り方についてを終わっています。

司法制度改革の第三の柱として、意見書は国民的基盤の確立をあげています。

その中では国民の司法参加制度の導入、司法教育の充実、司法に関する情報公開の推進などについて提言しています。

意見書は最後に司法制度改革を推進するための政府機関の設置提言をし、最高裁、日弁連の協力を強力に要望しています。おわりに過去の司法制度改革が必ずしも成功していないことを踏まえ、いやしくも法曹三者の意向のみで制度のあり方が決定されることがないよう厳に戒め、国民一人ひとりが、改革のための力を絶えず与え続ける必要があることを訴えてその意見を閉じています。

このたびの司法制度改革審議会の意見書は、実に多くの問題を提起していますが、日本の裁判制度及び国民への司法サービスは、諸外国の制度と比較してあまりにも改善が遅れていたというべきなのでしょう。

この意見書で触れられなかったり先送りされた点も少なからずあります。

「**国民の権利擁護に不充分な現状を直ちに解消する必要性がある。**」と指摘していながら、「**弁護士人口の大幅な増加と諸般の弁護士改革が現実化する将来に**

おいて、…法的サービスの担い手のあり方を改めて総合的に検討する必要がある。」として、法的サービスの担い手のあり方を総合的に検討することを先送りしているのは、利用者国民のための改革として最善の方策なのでしょうかという疑問を感じます。

裁判官のあり方についても積年の弊害を一挙に解決することは容易ではないでしょう。「日独裁判官物語」という映画をご覧になった方は、裁判と裁判所に対する市民の考え方や、裁判官の市民的活動の自由など、ドイツと日本のあまりの違いに驚かれたことでしょう。意見書が言うとおり、裁判官を任官する方法や人事評価などを透明化客観化し、国民にわかりやすいように改めればかなり改善されるでしょうが、市民に開かれた裁判システムが日本に定着するまでの間、私たちは、開かれた情報をもとに関心を持って注目していかなければならないでしょう。

この意見書の趣旨に基づいて、このたび司法書士法が改正されました。現在の司法制度を支える法曹の現状は、国民の権利擁護に不充分であるから、隣接法律専門職種の専門性を活用する見地から司法書士には、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で簡易裁判所での訴訟代理権などの司法制度の一部を担わせるということを提言しています。

現在司法書士の専門性を活用している分野というと、

●裁判事務・裁判所などに提出する書類を、本人の事情を聞き取り、本人に代わって要件を充足し、代理作成して提出します。クレジット・サラ金問題で悩む方の相談や民事再生手続き・自己破産手続きの支援もしています。

●渉外民事法律関連業務・外国法の適用される相続や国籍などに関する事務や、外国人の日本国内での法手続きなどを行います。

●企業法務にもかかわる商業登記業務・会社などが適法・適正に株主保護手続きなどを遺漏無く行う手助けや、会社の登記を代理して行います。また、このところ盛んに商法が改正されていますが、法務部を持たない中小会社などが法改正メリットを受けられるようにまた、改正された法の定めに抵触する行為などを行うことが無いようにアドヴァイスしたりします。

●高齢者障害者のノーマライゼーションを目指した成年後見業務・2000年4月に施行され、以来日を追って多く利用されてきていますが、高齢性痴呆や精神障害などで有効に法律行為を行うことが困難な人（本人）に成年後見人などをつけて本人保護を図る制度です。司法書士は、専門家集団であるリーガルサポート東京（社団法人成年後見センターリーガルサポート東京支部）をはじめ成年後見制度の担い手としてこれらの業務に積極的にかかわっています。

●供託・地代・家賃などを受領拒否された場合に相当額を供託（供託所に預ける）したり、営業保証金などを供託する代理業務なども行っています。

●不動産登記業務　は最もなじみのあるところです。

日常行っている不動産登記で利用者にとってはもとより、裁判官や弁護士にとっても理解が困難な登記の問題は少なからずあり、審査請求も含めて、権利擁護的側面を持つ登記事件も多々あります。

また、依頼を受けた登記事件を依頼者の意思を忠実に反映するように申請することは重要な業務のひとつですが、不動産取引において現実に果たしている取引完結的役割については、単に完了した法律行為を忠実に公示して事足りるものではなく、取引完成（事件受託）するまでは双方の利害が反する両当事者から、取引完成することを条件に双方が同時にその代理申請を委任し、司法書士が両当事者から同時不可分に受任することでその取引が完成する、責任性・専門性の高い業務です。

現象的には登記所の出先機関のようにに機能していると見まごうようなものです。それが通常は三者または四者以上の当事者によって、複数の取引が同時に成立する関係にあり、そのすべてが同時に成立しないとすべての取引は完成しないのです。

司法書士は訴訟行為のための裁判所提出書類作成をするほかに、この独特な業務を担っており、さらに成年後見や相続関係など家庭裁判所内外でのさまざまな業務、出入国管理に関する業務などの多様な業務を行っている専門職能です。

それらのうち、今回の改正で盛り込まれたものは、裁判関係の内の簡易裁判所においての代理と、そこで扱う金額の範囲内で調停・即決和解の代理を行うことです。それでもなお信頼性の高い能力担保措置を講じる必要があるということは当然でしょうが、法曹のあり方について意見書が言っていることを考えれば、単に現在裁判の現場で行われている弁論技術や法廷戦術の習得のみでは足りないと考えるべきではないでしょうか。

言い方を変えれば、それらの技術的な能力は当然身につけなければならないが、弁護士に求められることとして意見書がいう、法律家として社会の様々な分野において厚い層をなして活躍することや、社会のニーズを踏まえ、法律相談活動を充実すること、報酬の透明化・合理化、専門性強化を含む執務体制の強化等により国民のアクセスを拡充するほか綱紀・懲戒手続きの透明化・迅速化・実効化などなどが、即ち司法書士にも求められる、そういう意味の能力を担保する措置を講じる必要も同時にあると言うことに他ならないのではないでしょうか。

その意味するところを司法制度改革による司法書士法改正に当てはめて考えれば、何より能力担保を制度化すること、明確にわかりやすく言えば、現在の司法書士は能力担保措置である特別研修と考査を受けなければ訴訟代理業務は行えないのは当然ですが、**新たに司法書士を目指すものは能力担保措置である特別研修と考査を受けなければ、司法書士資格を取得できない、**とすることが審議会意見書にもっとも忠実な改正であるというべきでしょう。

そうでない場合、隣接法律専門職種の専門性を活用する見地から司法書士に役割を持たせても、改正法が施行される平成15年4月以降になってからも、訴訟代理などを頼める司法書士とそうでない司法書士が混在し、依頼人からは容易にはわからない状態が未来永劫続くわけです。

最高裁及び日弁連は司法制度に対して有する責任として、意見書に強調されているとおり、制度改革の趣旨にのっとり、それが国民の権利を擁護するために必要な措置であるということの理解の上に、司法書士の能力担保措置確立の徹底を支える義務があると考えます。

司法書士は、司法制度の中に自らを位置付ける司法書士法改正にあたって、弁護士増員までの当面不足する法的サービス需要を満たすための暫定措置と言うような議論に決して組することなく、審議会の意見書の精神を能く読み取り、司法書士が提供する法的サービスが広く十分に供給され、真に国民に役立つ職能であるべき司法書士制度であるように、心して新世紀の改革に当たるべきであると考えます。

東京司法書士会 副会長　山本　好 = *Text*

街かど探検隊
四ッ谷でみーつけた。

japanese

宮内庁指定職人の技が光る、桐たんす。

たんすの松本

☎03・3355・1151　www.kiritansu.co.jp/

創業大正元年。たんすのほかに、調度品も扱う「宮内庁御用達」のお店。国内産の桐の原木を使い、100工程近い作業を完成まですべて自社にて手作りで行なう。防湿性が強く、通気性が高いため、和服だけでなく衣類全般、貴重品をしまっておくのに最適な桐たんす。ここでは、古くなった桐たんすも新品同様に直してくれる。部屋のスペースにあわせたサイズのたんすも作ってくれるとのことなので、ぜひご相談を。

ショールームには常時120棹以上展示。全国の有名デパートでも取り扱いあり。

←桐たんすは、親子三代100年はもつ。「総桐箪笥」参考商品

新宿区四谷2-10
㊡9:00～18:00
㊡無休　JR線・丸の内線・南北線四ッ谷駅から徒歩7分

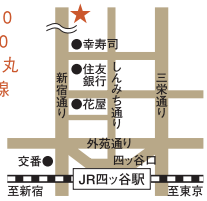

sweet

電車に乗ってでも買いに行くべし!

四谷見附名代 たいやきわかば

☎03・3351・4396　www.246.ne.jp/i-ozawa/

昭和28年の創業以来、四ッ谷の地で鯛焼きを焼きつづけている老舗中の老舗。一尾一尾丹念に焼かれた鯛焼きは、尻尾やヒレの部分にまであんこがぎっしり。手に持ったときの程よいずっしり感に思わず顔がほころんでしまう。焼きたては、皮がカリっと香ばしく、中はふんわり優しい味。「東京の三大鯛焼き」のひとつにあげられているほどの絶品鯛焼き。お土産用の箱もあるので、得意先へとまとめ買いをしていくサラリーマンも多いとか。

新宿区若葉1-10
㊡9:00～19:00　㊡日曜
JR線・丸の内線・南北線
四ッ谷駅から徒歩5分

冷めた鯛焼きの美味しい温め方をホームページで紹介中。「レンジでチン」だけじゃダメですよ。

鯛焼き1尾126円

food

車いすのまま ゆっくり食事が楽しめる!

招福亭

☎03・3226・5957

www.shofukutei.com

車いすの方にも外での食事を楽しんでほしいと、4年前板橋から四ッ谷へ移転してきたと同時に店内をバリアフリーに。カウンターの高さ、通路の幅、そしてトイレとすべて車いす仕様。特に通路は、アメリカ製の大きな車いすでも通れるようゆったりと空間がとられている。「車いすのお客様はツアーやグループなど団体でいらっしゃる方が多いですが、個人のお客様にも気軽にどんどんいらしてほしいですね」と代表の伊波秀喜さん。

↑人気はコース料理。季節によって献立は変わる。

新宿区三栄町8 森山ビル1階
㊡ランチ11:30～14:00、夜17:00～23:00（ラストオーダー～22:00）※土日祝は～22:30（ラストオーダー～21:30）
㊡毎月第4日曜　カウンター10席、テーブル3卓、お座敷10名用、18名用　JR線・丸の内線　四ッ谷駅から徒歩5分

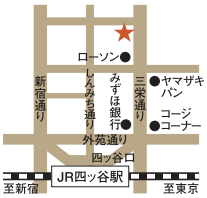

sports

運動不足よ、さらば! 空の下で、いい汗かこう。

千代田区立外濠公園総合グラウンド

☎03・3341・1731（外濠公園管理事務所）

都心とは思えない開かれた空間。野球場は軟式・ソフトのみの使用で、テニスコートはハードコートで軟式・硬式とも使用可。

グループでの利用はもちろん、運動会・競技会での利用もOK。4月から10月いっぱいはナイター設備も完備のため、会社帰りに利用する人も多い。

●使用時間　野球場／4月9:00～21:00、5月～10月6:00～21:00、11月1日～12月27日8:30～16:30（ナイターなし）12月28日～3月31日休場　テニスコート／4月9:00～21:00、5月～10月6:00～21:00、11月～3月8:30～16:30

●使用料金　野球場／平日4,400円（2時間）、土日祝5,400円（2時間）＊ナイター料金は別　テニスコート／平日3,000円（1面・2時間）、土日祝3,600円（1面・2時間）＊2面使用可、ナイター料金は別

利用する場合は、利用する月の前々月（の10～20日まで）に往復ハガキで千代田区への申込みが必要。ただし千代田区・新宿区に居住または、通勤・通学している方の申込みに限る。詳しくは、千代田区文化学習・スポーツ課（☎03・3234・2841）へ。

JR線・丸の内線・南北線
四ッ谷駅から徒歩5分

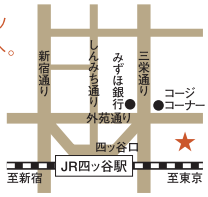

吉永みち子のつれづれ日記 .1

ハマる、人。

吉永みち子 = *Text*
Takashi sudo = *Illustration*

「私、今、ビーズにハマってるのよね」と自作の指輪を見せてくれた人がいた。なかなかである。でも、待てよ。彼女、たしか半年前は「ハーブにハマっちゃった」とか言ってベランダを鉢だらけにしてたはずだが、ハーブたちはどうなったのだろう。

それにしても、最近、〝○○にハマってる〟という言い方をよく耳にする。様々なものに、取っ付きよくみんなすぐにハマってしまうらしい。ハマると言えば、お池にハマったドングリを思い出してしまう私は、その度にドキドキする。つまり、池をはじめ、深みや穴やワナなどにハマって、もはや身動きできない状態だから、さあ大変！なのである。

しかし、今時のハマり方は、大変どころか楽しそうだし、軽やかで身動きもスムーズらしい。大体、〝今〟という言葉とセットで使われる。とりあえず〝今〟という感じで、抜き差しならないとか、もう止めるに止められないという重々しさはなくなった。ちょっと興味を覚え、夢中になっている状態だけれど、長居はせずに次に移る。ちょっと前は、チェック入れるという言い方をしていたような気がする。伝統芸能にチェック入れ、トレンドにチェック入れ、相撲にも、音楽にもチェックを入れていた。だから、いろいろなことを、うっすら知っている。このうっすらの部分を少し厚めにするべく、一歩先の〝ハマる〟が採用されたのだろうか。そう思っていたら、「今、ワインにハマりまくっているんですよ。一緒ですね」と言われた。

言われたけれど、昨日ワインで、今日焼酎、明日は日本酒かウイスキー…という状態の私は、ワインに〝ハマりまくって〟いるわけではない。ただ、好きなだけである。ただ、抜けられないだけである。あっ、これって本来のハマる感覚に近いのかも…

ところで、これまで〝ハマる〟という言葉があてはまった状態のことを、これからは何と言えばいいのだろうか。かつては立派な誉め言葉だった〝キレる人〟が、昨今は危ない人になってしまったように、どうも庇を貸して母屋を取られたような感じである。

よしなが　みちこ

1950年埼玉県生まれ。ノンフィクション作家。元競馬記者。作家活動のほか講演会、テレビなどで活躍中。著書に「子供を蝕む家族病」（小学館）、「総理とその女房」（光文社）など。最新刊は「老婆は一日にしてならず」（東京書籍）。

司法書士の情景

one day one scene

scene 1

清家亮三 = *Text*
Takashi sudo = *Illustration*

朝はそんなには早くない。とは言え7時前には朝食を終えている。やがて、妻が出勤、子供たちは登校。私は一時の安息を迎える。コーヒーをすすりながら窓に目をやると公園のケヤキはもう若葉というよりすっかり夏色になっている。**オッと、時間がない。**あわてて自転車をこぎ出す。

事務所までは15分の道のりである。事務所の鍵を開ける。ここで仕事モードに切り替える。やがて、事務員がやってくる。私はテキパキと指示を出す。（多分）

10時立会。（注①）少し顔を造って入室。売り主・買い主・不動産業者・銀行員等の視線を一斉に浴びる。臆することはない、10年もやっていれば、**だれでも慣れる。**

『司法書士の清家と申します…』と言って名刺を差し出す。本人確認（注②）に始まって、いつもの手順で淡々と仕事をこなす。すべてOK.「問題ありません。（融資の）実行お願いします。」後は、お金が出てくるのを待つだけ。しかしこれが結構長い、普通30分から1時間ぐらいかかる。殆ど始めから終わりまで**山登りの話ばかり**している。笑いを取るのはそこそこうまい（つもりである）。とにかく、その場にいるすべての人を、安心させるのが私の最大の職責だと思っているもので…。11時半過ぎ事務所に帰る。

昼は、と言うより昼飯は不規則である。担当の事務員に書類を渡した後、すぐさま昼飯に取りかかる。本日2本目の立会に備えるためである。昼飯を取りながら書類のチェック。愛妻（であろう）弁当も味合う余裕がない。『今日の蒲鉾はやけに歯ごたえがあるな。』「先生、**それは消しゴム**ですよ」とミキちゃんが笑う。

1時少し前、事務所を出る。

午前中の繰り返しである。結局1時間半あまり山登りの話をしてしまう。伊豆の石楠花のすばらしさをトウトウとしゃべる。座はすっかり和む。3時少し前、事務所に帰る。バタバタと書類を作成する。なんとか事務員を法務局へと送り出す。

『今日の仕事は一段落だな』と思っていると**『裁判ばあさん』**がやってきた。弁護士を4人も5人も解任した強者である。何故か私の事務所についてしまった。これが長い、私の憩いの一時はすっかりなくなってしまった。『裁判ばあさん』は裁判所の悪口を一くさり言うと溜飲が下がったのか、やっと帰ってくれた。もう5時少し前である。

事務員の**夜**は早いが、**私の夜は遅い。**が、（不動産）業者の夜はもっと遅い。そこで私は毎日7時までは事務所にいることにしている。電話が鳴る。息子（小4）からである。

「お母さんが、今日も晩ご飯いらないんでしょう、だって」

「お母さんの美味しいご飯が食べたいってお父さんが言ってるって、お母さんに言ってね」と何だか**複雑な日本語で**答える。

何本かの電話を無難にこなす。7時半過ぎやっと事務所が静かになる。おもむろにパソコンに向かう。「シラネアオイ」で検索開始、私の1番好きな高山植物である。と電話。

いつもよりかなり低い声で「ま～だ?」「うん、すぐ帰る」

こうして私の1日は終わった。なかなか素敵な1日でしょう?

立会（注①）…不動産の売買に際し、登記手続きに必要な書類等を確認する作業。司法書士の貴重な現金収入源

本人確認（注②）…立会の時に書面上の人物と眼前の人物が同一人であるかどうかを確認する作業。間違っても「ご本人ですか」などと聞いてはいけない、さりげなくやるべし。

東京司法書士会

INFORMATION

東京司法書士会

司法書士会館でも相談を受け付けています。クレジット・サラ金問題、不動産登記など、お気軽にご相談ください。

●無料法律相談
司法書士会館1階相談ブースにて
・毎週水曜日　午後3時～6時
・毎週土曜日　午後1時～4時
お問合せ　03-3353-9191

●テレフォン法律相談
・毎週月曜日　午後5時～8時
・毎週土曜日　午後1時～4時
相談ダイヤル　03-3353-2700

●メール法律相談
http://www.tokyokai.tsknet.or.jp

◆JR四ツ谷駅四ツ谷口徒歩4分
〒160-0003　東京都新宿区本塩町9-3

少額裁判サポートセンターの設置

平成14年7月から、毎週2回電話および面接により、少額裁判専門の相談会を実施します。

高校生講座の実施

クレジット・サラ金被害やカード利用等による消費者問題について、高校生を対象にした講座を各学校単位で実施しています。

大学ガイダンスの実施

大学生を対象とし、司法書士とはどのような職業か、司法書士となるにはどうすればよいのかというガイダンスを、各大学単位で実施しています。

街頭無料法律相談会

駅ターミナルまたはデパート等において、どなたでも気軽に利用できる『無料法律相談会』を開催します。（いずれも予定ですので、詳細については当会ホームページをご参照下さい）

期　間　平成14年7月から11月までにおいて年6回程度開催。

場　所　①JR田町駅前自由通路
②JR錦糸町駅周辺
③JR渋谷駅～JR恵比寿駅周辺
④JR新宿駅周辺
⑤JR池袋駅周辺
⑥京王線府中駅
⑥京王線聖蹟桜ヶ丘駅

個人再生手続およびクレジット・サラ金被害の電話相談会

平成14年7月から翌年3月までの土曜および日曜日において、合計3回程度電話による相談会を開催します。（詳細については、新聞・テレビ等においてお知らせいたします）

次号2002年秋号予告

「ボケたらどうする?」

ごぞんじですか? 成年後見制度

falo ファーロ
司法の窓
2002年7月31日発行
定価 100円
発行人 東京司法書士会
〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3
TEL.03-3353-9191
編 集 人　清家　亮三
副編集長　毛受　正雄
編集・デザイン（株）アイデス・プランニング
カバーイラスト　高橋　雅彦
印刷　あかつき印刷株式会社

編集後記

やっと船出を迎えることができました。
新しい船には新しい水夫が似合います。
古い水夫はシャンペンを割るまで。
後は新しい水夫に。

海は時化ていないか?風は吹いているか?
え～い、ままよ。全力前進。

ファーロよ、我々の行く先を照らしてくれ。

RYO

What's「falo」?
falo（ファーロ）とはイタリア語で「灯台」を表す言葉です。

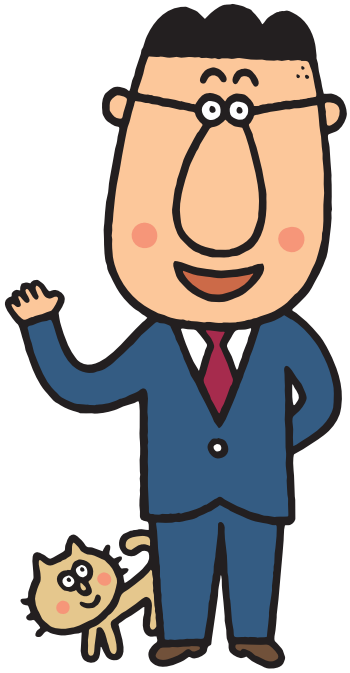

司法書士

あなたの街の法律家

東京司法書士会